

# 住居確保給付金のしおり



ざまりん  
座間市マスコットキャラクター



座間市

# 住居確保給付金とは

離職・廃業・やむを得ない休業等により、経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方を対象として、家賃相当分の給付金を支給するとともに、座間市地域福祉課自立サポート係による就労支援等を実施し、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

支給額：下記を上限として、収入に応じて調整された額を支給

4,1万円（1人世帯） 4,9万円（2人世帯） 5,3万円（3～5人世帯）

支給期間：3カ月間（一定の条件により3カ月間の延長及び再延長が可能）

支給方法：大家等へ代理納付

## 住居確保給付金を受けるには、次のような要件があります

申請時に以下の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 休業又は離職等により経済的に困窮、住居喪失者又は住居喪失のおそれがある
- ② 申請日において、離職等の日から2年以内である。なお、やむを得ない事情で30日以上求職活動が困難であった場合は、その期間を加算（上限4年）
- ③ 休業・離職等の前に、主たる生計維持者であった（離職前には主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により、申請時には主たる生計維持者となっている場合も含む。）
- ④ 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が次の表の収入基準額以下である（収入には、公的給付等を含みます）。表1

世帯人数	基準額 (A)	家賃額 (B)	収入基準額 (A+B)
1人	8.4万円	1人世帯 4.1万円、	12.5万円 (上限)
2人	13.0万円	2人世帯 4.9万円、	17.9万円 (上限)
3人	17.2万円	3～5人世帯 5.3万円	22.5万円 (上限)
4人	21.4万円	(上限額以下の場合は	26.7万円 (上限)
5人	25.5万円	実家賃の額)	30.8万円 (上限)

- ⑤ 申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が次の表の金額以下である。表2

世帯人数	金融資産
1人	50.4万円
2人	78.0万円
3人	100万円
4人	100万円
5人	100万円

- ⑥ 公共職業安定所（ハローワーク）等の求職活動又は、経営相談等による自立に向けた活動を行うこと（P8参照）。
- ⑦ 自治体が発する類似する給付金等を受けていないこと。
- ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと。2

## 住居確保給付金の支給額

- ・月収が基準額以下の方は、住居確保給付金支給額は実家賃額
- ・月収が基準額を超える場合は以下の計算式により算出された額となります。

※住居確保給付金支給額 = 実家賃額 - (月の世帯の収入合計額 - 基準額)

※住居確保給付金支給額を超える 家賃額は前ページの表1の家賃額(B)を上限

## 住宅の初期費用及び生活費が必要な方は

賃貸住宅への入居には敷金・礼金等のいわゆる「初期費用」が必要となります。「初期費用」への対応が困難な方や、住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、社会福祉協議会の「生活福祉資金（総合支援資金）」を活用することができます。

### ※生活福祉資金（総合支援資金）

継続的な生活相談・支援（就労支援等）と併せて、生活費及び一時的な資金を貸し付け、生活の立て直しを支援するための貸付けです。

- 1) 住宅入居費：40万円以内
- 2) 生活支援費：2人以上世帯/月20万円以内（単身/15万円以内）  
貸付期間 原則3か月 最長1年間
- 3) 一時生活再建費：60万円以内  
原則3か月

※貸付利子：連帯保証人を立てる場合は無利子、連帯保証人を立てない場合は年1.5%

※貸付には審査があります。

## 緊急かつ一時的に生計が困難になった場合には

緊急かつ一時的に生計が困難になった場合には、少額の費用の貸付があります。

※緊急小口資金（市町村社会福祉協議会で受付）

低所得世帯および、収入が減少した世帯を対象に貸付を行っています。

- ・貸付上限10万円以内

※貸付には審査があります。

## 住居確保給付金の申請をするために必要なもの

① 住居確保給付金支給申請書

② 本人確認書類（例）

運転免許証、個人番号カード、一般旅券、健康保険証、住民票の写し等

③ 離職等後2年以内の者である場合は確認できる書類の写し

（離職票、雇用保険受給資格者証等、給与振込があった通帳の写しなど）

やむを得ない事情で30日以上求職活動が困難であった場合は、その期間を加算（上限4年）医師の証明書その他当該事情を証明することができる書類の写し

※給与及び、収入を得る機会が休業等で個人の都合によらず減少した場合は、離職や廃業と同程度の状況であることが確認できる書類の写しが必要です。

（労働契約書類、勤務シフト表等）

④ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について、収入が確認できる書類の写し（給料明細、雇用保険受給資格者証、年金手帳等）

⑤ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の親族の金融機関の通帳等の写し

⑥ ハローワークの求職番号取得、無料職業紹介求職者登録、経営相談先登録

⑦ 賃貸契約関係書類 賃貸物件の契約書の写し

# 住居確保給付金の申請から決定まで

## 住宅を喪失している方の場合

### ◆ 住居確保給付金の支給申請

- 必要書類を添えて、申請書を地域福祉課自立サポート係に提出します。
- 申請書の写しの交付にあわせて、「入居予定住宅に関する状況通知書」が交付されます。
- 住居確保給付金の支給開始までの生活費が必要な方は、市町村社会福祉協議会に申請書の写しを提示して、臨時特例つなぎ資金等の借入れ申込みを行うことができます。

### ◆ 入居予定住宅の確保

- 不動産業者等に申請書の写しを提示して、当該不動産業者等を介して賃貸住宅を探し、住居確保給付金支給決定等を条件に入居可能な賃貸住宅を確保してください。  
原則として、賃貸住宅を探す範囲は申請書を提出した自治体の地域内です。
- 敷金・礼金などの入居初期費用について、社会福祉協議会の総合支援資金貸付（住宅入居費）を利用する場合はその旨不動産業者等に伝えて下さい。
- 入居可能な住宅を確保した場合には、不動産業者等から「入居予定住宅に関する状況通知書」への記載及び交付を受けます。

### ◆ ハローワーク、無料職業紹介窓口等での求職・相談申込み

- P8における相談先への申込みを行い、自立に向けた活動を行ってください。

### ◆ 住居確保給付金の確認書類の提出

- 不動産業者等から記載・交付を受けた「入居予定住宅に関する状況通知書」を、地域福祉課自立サポート係に提出してください。
- 住居確保給付金申請時確認書（裏面）求職番号等の記載欄に記入し、提出してください。

### 住居確保給付金の審査

- 審査の結果、受給資格ありと判断された場合は、「住居確保給付金支給対象者証明書」が交付されます。
- 受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、住宅を確保している不動産業者等に住居確保給付金不支給決定により、賃貸借契約を締結できない旨を連絡してください。
- 「住居確保給付金支給対象者証明書」の交付にあわせて、「住宅確保報告書」が交付されます。

## ◆ 総合支援資金貸付（住宅入居費・生活支援費）の申込み

- 敷金、礼金等の初期費用を用意することが困難な方は、市町村社会福祉協議会に「入居予定住宅に関する状況通知書」の写し及び「住居確保給付金支給対象者証明書」の写しを提出して、総合支援資金貸付(住宅入居費)の借入れ申込みが可能です。
- 住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、あわせて社会福祉協議会に総合支援資金貸付（生活支援費）の借入れ申込みが可能です。

## ◆ 賃貸借契約の締結

- 「入居予定住宅に関する状況通知書」の交付を受けた不動産業者等に対し、「住居確保給付金支給対象者証明書」を提示し、予定していた賃貸住宅に関する賃貸借契約を締結してください。この際、総合支援資金（住宅入居費）の借入申込みをしている場合は、その写しも提示してください。
- 総合支援資金(住宅入居費)の借入申込みをしている方の場合、本賃貸借契約は、原則として「停止条件付き契約（初期費用となる貸付け金が不動産業者等へ振り込まれたことが確認された日をもって効力が発生する契約）」となります。なお、総合支援資金（住宅入居費）を活用せず、初期費用を自分で用意可能な方の場合には、通常契約となると考えられますが、混乱を防ぐため住居確保給付金対象者については全て停止条件付きの契約とするとしている不動産業者等もあると考えられますのでご注意ください。
- 総合支援資金(住宅入居費)の借入申込みをしている方は、契約締結後、賃貸借契約書の写しを市町村社会福祉協議会に提出してください。審査を経て総合支援資金(住宅入居費)が決定され、住宅入居費が不動産業者等に振り込まれます。

## ◆ 入居手続き

- 住宅入居費が不動産業者等に振り込まれたことをもって停止条件付きの賃貸借契約の効力が発生しますので、不動産業者等との間で入居に関する手続きを行ってください。
- すぐに住民票の設定・変更手続きをしてください。

## ◆ 住居確保給付金支給の決定

- 既に「住居確保給付金支給対象者証明書」が交付されていますが、実際に支給を受けるためには、住宅入居後7日以内に、「賃貸住宅に関する賃貸借契約書の写し」及び新住所における「住民票の写し」を添付して、「住居確保報告書」を座間市に提出してください。
- 「住居確保給付金支給決定通知書」が交付され、あわせて、「常用就職届」、「職業相談確認票」が、必要に応じて「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」が交付されます。

- 住宅を確保している不動産業者等に対して「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出してください。
- 住居確保給付金は自治体から不動産業者等へ直接振り込まれます。
- 臨時特例つなぎ資金の貸付を受けている者に対しては、償還について市町村社会福祉協議会の指示を受けることとなります。
- 総合支援資金（生活支援費）の申請をしている方は、「住居確保給付金支給決定通知書」の写しを市町村社会福祉協議会に提出してください。審査が通ると、貸付決定が通知されます。

## 住宅を喪失するおそれのある方の場合

### ◆ 住居確保給付金の支給申請

- **必要書類を添えて、申請書を座間市に提出します。**
- 申請書の写しの交付にあわせて、「入居住宅に関する状況通知書」、「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」が交付されます。  
※ 当面の間「入居住宅に関する状況通知書」は申請前にお渡します。  
**入居住宅の貸主との調整**
- 「入居住宅に関する状況通知書」への記載及び交付を受けてください。その後、必要書類を添えて、申請書を座間市に提出してください。

### ◆ ハローワーク、無料職業紹介窓口等での求職・相談申込みと他施策利用状況の確認

- P8における相談先への申込みを行い、自立に向けた活動を行ってください。

### 住居確保給付金の審査・決定

- 審査の結果、受給資格ありと認められた場合には「住居確保給付金支給決定通知書」が交付され、あわせて、「常用就職届」、必要に応じて状況報告のための書類等が交付されます。
- 入居している住宅の不動産業者等に対して「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出してください。
- 住居確保給付金は自治体から不動産業者等へ直接振り込まれます。
- 受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、入居している住宅の不動産業者等に住居確保給付金不支給決定となった旨連絡してください。

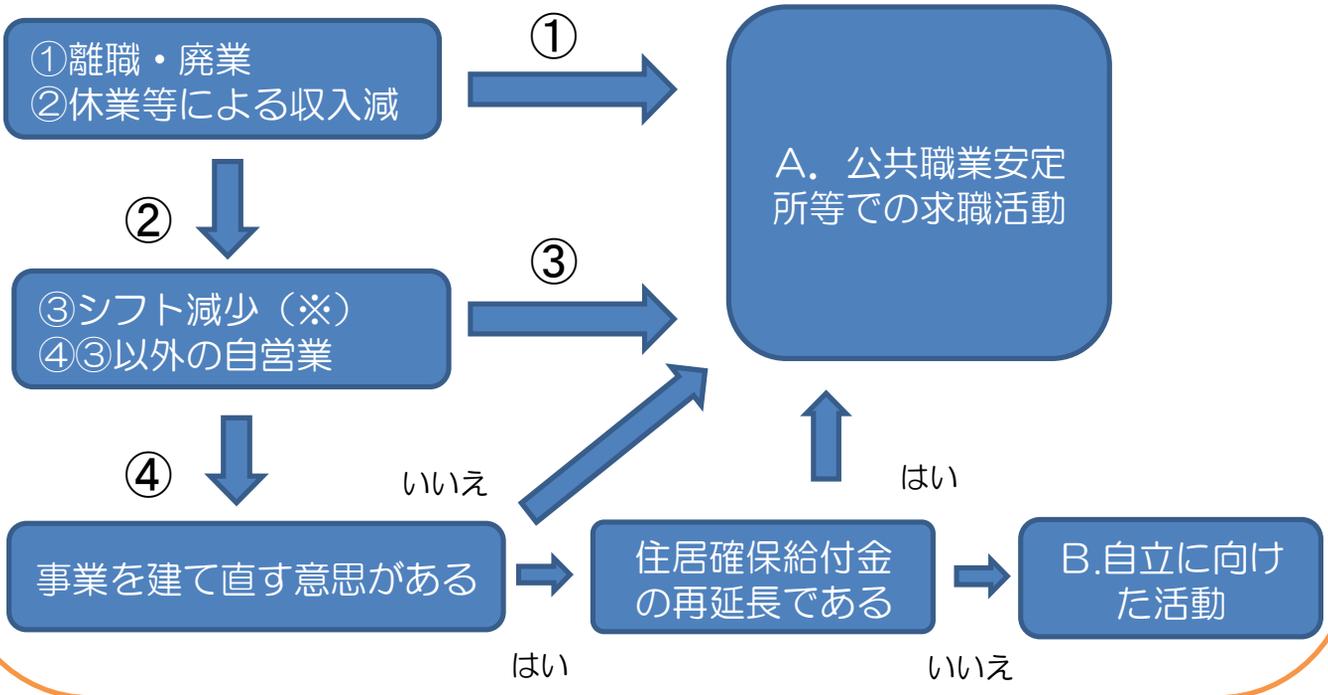
#### ◆ 総合支援資金貸付（生活支援費）の申込み

- 住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、社会福祉協議会に「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出し、総合支援資金貸付（生活支援費）の申込みが可能です。審査が通ると、貸付決定が通知されます。

# 住居確保給付金受給中の義務について

支給期間中は、下図を参考にAまたはBの活動を誠実かつ熱心に行ってください。  
毎月申請世帯の収入額の報告を行ってください。

申請理由はどちらですか？



※自営業者であっても、実質的に被雇用者と同等と考えられる条件で働いている者も含む

## A. ハローワーク等での求職活動

- ① (申請時等) ハローワーク等への求職申込み
- ② 自立相談支援機関での職業相談 (月4回以上)
- ③ ハローワーク等での職業相談 (月2回以上)
- ④ 企業等への応募 (原則週1回以上)
- ⑤ プランに沿った活動

## B. 経営相談先での経営相談等による自立に向けた活動

- ① (申請時等) 経営相談先への相談申込み
- ② 自立相談支援機関での相談 (月4回以上)
- ③ 経営相談先での経営相談 (原則月1回以上)
- ④ 給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組 (月1回以上)
- ⑤ プランに沿った活動

## 住居確保給付金受給中の義務A

### A. ハローワーク等に求職申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指す求職活動

#### ◆月4回以上、相談支援員等による面接等の支援を受けること。

「職業相談確認票」を支援員へ提示してハローワークにおける職業状況を報告するとともに、企業等への応募活動等の求職活動の状況を「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」を活用するなどの方法により、報告してください。

#### ◆月2回以上、ハローワーク等の職業相談を受けること。

「職業相談確認票」にハローワーク等の担当者からの相談日、担当者名、支援内容について記入を受けるとともに、確認印をもらいます。  
※上記のハローワークでの職業相談は、ハローワーク以外の公的な無料の職業紹介を行う職業紹介事業者で職業相談を受けた場合でも認められる場合があります。詳しくは個別にお問い合わせください。

#### ◆原則週1回以上、求人先への応募を行うか、求人先の面接を受けること。

これはハローワークにおける活動に限ったものではないので、求人情報誌や新聞折り込み広告なども活用してください。

月4回の支援員との面接の際に「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」に求人票や求人情報誌の当該部分を添付して、支援員に報告してください。

#### ◆支援員からプランを策定された場合は、前項の内容に加え、プランに記載された就労支援（職業訓練や就労準備支援事業等）を受けること。

## 住居確保給付金受給中の義務B

### B. 経営相談先での経営相談等による自立に向けた活動

#### 【対象先】

以下の3つの要件を満たす方。

なお、再延長期間中は前ページAの求職活動を行っていただきます。

#### 【条件】

1. やむを得ない休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にあり、給与以外の業務上の収入を得ている。

2. 経営改善の意欲がある。

3. 相談内容が経営相談である。

なお、給与以外の業務上の収入を得ている場合でも、経営相談による経営改善が困難と判断される場合もあります。

その場合は、Aの求職活動を行っていただきます。

- ◆月4回以上、支援員等による面接等の支援を受けること。  
経営相談先の助言等を受けた「自立に向けた活動計画」を作成し、支援に提示するとともに、「自立に向けた活動状況報告書」を活用するなどの方法により、支援員へ活動状況を報告してください。
- ◆原則月1回以上、経営相談先にて、面談等の支援を受けること。  
「自立に向けた活動状況報告書」に経営相談の内容を記入してください。
- ◆経営相談先の助言等のもと、自立に向けた活動計画を作成し、月1回以上、当該計画に基づく取組を行うこと。

## 受給中に常用就職した場合は届出が必要です

- ◆ 支給決定後、常用就職（雇用契約において、期間の定めがない又は6ヶ月以上の雇用期間が定められているもの）した場合は、「常用就職届」を地域福祉課自立サポート係へ提出してください。
- ◆ 収入額を確認することができる書類（給料明細等）提出してください。

## 一定の要件を満たせば延長・再延長が可能です

- ◆ 住居確保給付金の受給期間が終了する際に、一定の要件を満たしていれば、3か月間を、2回まで、延長することが可能です。

（要件） ・ 受給中に誠実かつ熱心に就職活動を行っていたこと  
・ 世帯の収入と預貯金が一定額以下であること など

住居確保給付金の受給期間の延長又は再延長を希望される場合は当初の受給期間の最終月になったら、収入と預貯金分かる書類を準備して地域福祉課自立サポート係へお越してください。

## 支給額を変更できる場合があります

- ◆ 以下の場合に限り、支給額の変更が可能です。
  - ・ 住居確保給付金支給対象住宅の家賃が変更された場合
  - ・ 収入があることから一部支給を受けていた方であって、受給中に収入が減少し、基準額以下に至った場合
  - ・ 受給者の責によらず転居せざるを得ない場合や、地域福祉課自立サポート係の指導により同一の自治体内での転居が適当である場合
  - ・ 座間市地域福祉課自立サポート係に申請書を提出する必要がありますので、家賃が変わった又は収入が下がったことが証明出来る書類を用意のうえ、地域福祉課自立サポート係へご連絡ください。

## 住居確保給付金を中止する場合があります

- ◆ 支給期間中、P9、10記載の活動を怠る方については、支給を中止します。（活動内容はご自身の条件によって異なります）
- ◆ 地域福祉課自立サポート係が行っている就労支援等に関する指示に正当な理由なく従わない場合は、支給を中止します。
- ◆ 受給中に常用就職し、就労により得られた収入が収入基準額を超えた場合は、原則として、収入基準額を超える収入が得られた月の分から支給を中止します。
- ◆ 受給中に常用就職したこと及びその就職による収入の報告を怠った場合は、支給を中止します。
- ◆ 住宅を退去した者（大家からの要請の場合、地域福祉課自立サポート係の指導による場合を除く。）については支給を中止します。
- ◆ 支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合は、支給を中止します。
- ◆ 受給者及び受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合、禁錮刑以上の刑に処された場合、生活保護費を受給した場合は、支給を中止します。
- ◆ 上記のほか、受給者の死亡等、支給することができない事情が生じた場合は、支給を中止します。
- ◆ 支給を中止する場合には、「住居確保給付金支給中止通知書」を交付します。

## 住居確保給付金の再支給について

- ◆ 住居確保給付金は、原則一人一回の支給です。
- ◆ 住居確保給付金の受給が終了した後に、解雇、離職、収入の減少、廃業などにより生活が困窮し、住居確保給付金の支給要件をみたす方は、再度支給を受けることができます。

ただし、受給が終了した月の翌月から起算して1年を経過している必要があります。

※令和6年3月31日までは、受給終了した月の翌月から申請できます。

## 住居確保給付金を徴収する場合があります

- ◆ 住居確保給付金の受給中に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付を徴収するとともに、以降の住居確保給付金の支給も中止することとします。



お問い合わせ先  
座間市福祉部地域福祉課  
自立サポート係  
TEL : 046-252-8566 (直通)  
FAX : 046-252-7043